

令和3年1月13日

(配布先)

施工担当部署長・建設所長・設備部長  
副部長、副所長、統括工事長(建築・土木)  
安全長・安全主任  
S・BLC関西支社  
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店  
安全環境部長

**【紙回覧】 仮設設備改変による墜落災害防止の徹底について(要請)**

**・ 安全な仮設設備使用の徹底について(要請)**

標記のように、安全環境本部より2件の事務連絡が発行されましたので周知の上、徹底願います。

いずれも、改変された仮設設備が放置されたことに起因する墜落災害で、そのうちの1件は、関西支店において発生した災害です。

墜落災害防止の再徹底を指示するとともに、仮設設備の計画においては、下記事項の徹底をお願いします。

1. 仮設設備の計画にあたっては、その設備を使用する取引業者と十分な打合せを行う事。
2. 仮設設備の改変が必要な場合は、必ず当社に報告させ、改変中の使用禁止を徹底するとともに、改変後の設備が安全なものであることを注文者として点検する事。

以 上

(配布先)  
部門安全環境部長

事務連絡 20-46  
令和2年12月22日

安全環境本部  
安全部長

### 仮設設備改変による墜落災害防止の徹底について（要請）

先日、当社の工場新築工事作業所で、改変された仮設設備が放置されたことに起因する墜落災害が発生しました。

型枠大工が、支保工昇降用タラップ横の足場板に乗ったところ、足場板が固定されていなかったため天秤状態となり、2.2m墜落して左足腓骨を骨折するという災害(休業見込60日)です。この足場板は、タラップに乗り移る足場として設置されていましたが、災害発生時には、改変されて無固定状態になっていたとのことです。改変したまま放置されていた経緯は不明ですが、うっかりでは済まされない重大な問題です。

10月には、手すりを外した足場から、他職の作業員が墜落するという災害が発生し、事務連絡20-35により、墜落災害防止の再徹底について要請したばかりにもかかわらず、同種の墜落災害が発生したことは誠に遺憾です。

つきましては、仮設設備を改変したことに起因する墜落災害の防止を徹底するため、事業者(職長)、注文者がそれぞれの役割を自覚したうえで、下記事項を厳守させるよう要請します。(添付の資料1,2を参照)

### 記

1. 高さが2m以上で墜落の恐れのある場合、足場を組み立てる等作業床を設ける、手すりを設ける、親綱等安全带を取り付ける設備を設ける等を行うことが、事業者に求められていることをしっかり認識させる。(則518,519,521条)
2. 足場・構台等の解体又は変更を行うときに、関係労働者以外の労働者の立ち入りを禁止することが定められていることを認識させる。(則564条)
3. 平成27年1月に安衛則が改正され、足場に関する墜落災害防止措置が強化されている。足場の一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に、注文者として点検・修理を行うこと。(則655条,655条の2)

以上

## 労働安全衛生規則 第二編

## 第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止

## 第一節 墜落等による危険の防止

(作業床の設置等)

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(開口部等の囲い等)

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆（おお）い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

(要求性能墜落制止用器具等の取付設備等)

第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

- 2 事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

## 第十章 通路、足場等

## 第二節 足場

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
- 二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
- 三 (以降省略)

【厚生省発行のリーフレットの抜粋】

足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆さまへ

# 足場からの墜落防止のための措置を強化します

## 改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

### <改正のあらまし>

#### 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全帯取付設備を設置し、労働者に安全帯を使用させてください。

#### 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

#### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

#### 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

#### 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」 ▶P7



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

**建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。**

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事が終了するまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

#### <留意点>

##### 足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

##### 作業構台の場合：

「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

(配布先)  
部門安全環境部長

事務連絡 20-47  
令和 3 年 1 月 8 日

安全環境本部  
安 全 部 長

### 安全な仮設設備使用の徹底について（要請）

過日、当社新築工事作業所において、SM式ローリングタワーを使用して断熱モルタルの塗付け作業を行っていた一人親方の左官工が、下部にいた同僚に話し掛けようとした際に、手を掛けた手摺が外れ 2.55m 墜落し手首を骨折するという休業災害が発生しました。（別紙 1 参照）

直接の原因については、ミルックスの材料で組み立てられていた SM 式ローリングタワーの手摺を、作業効率を優先した同僚の左官工が、当社に報告することなく、サイズの合わない別メーカーの手摺材料を使って組み直した際の固定不良にあると推測されます。（別紙 2 参照）

また、現地調査の結果、当該ローリングタワーの計画にあたり、それを使用する取引業者と十分な打合せが行われていなかったことや、組み直した手摺が法定の高さを満たしていなかったことも判明しました。

つきまして、同種災害の再発防止のため、下記事項の実施を作業所関係者に周知徹底させてください。

### 記

1. 仮設設備の計画にあたっては、当該仮設設備を使用する取引業者と十分な打合せを行うこと。
2. 仮設設備の改変が必要な場合は、必ず当社に報告させ、改変後の設備が安全なものであることを三現主義で確認すること。

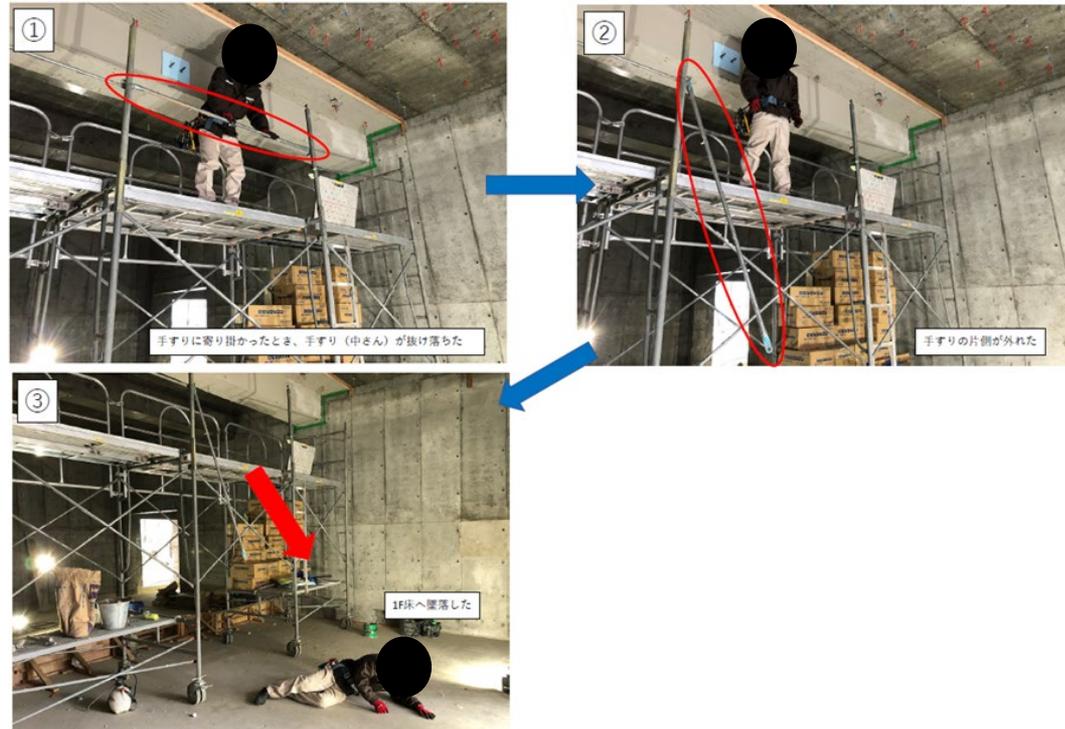
以 上

( 墜落 ) 手を掛けたローリングの手摺が外れて墜落した

◇ 発生日時 : 2020年12月29日 (火) 午前9:30分頃

◇ 被災者 : 左官工 55 歳 (所属 2次) 経験 37年2ヶ月

検証写真

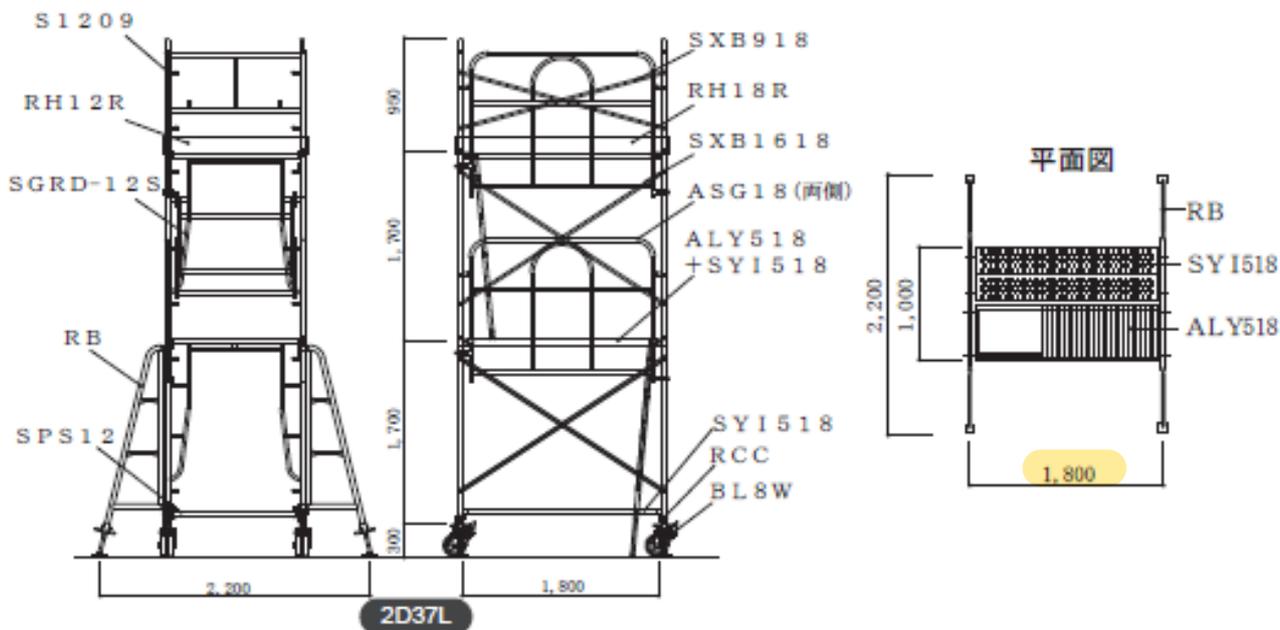


【発生状況】

1階の建屋内で、ローリング足場(H=2.55m)を使用した断熱モルタルの塗付け作業を終え、下部にいた同僚と段取替えの会話をしようとして手摺に寄り掛かったところ、手摺が外れ墜落した際に床面に左手を突いた。

(左橈骨遠位端粉碎骨折・左腰背部打撲症・殿部打撲傷)(休業見込日数 60 日)

SM式ローリングタワー (ミルックス)



手摺柱・手摺 (別メーカー)

機材コード	機材名	A(mm)	結束数	重量(kg)
AU25S	手摺柱 S A25S	-	50	3.60
AT1800N	手摺1800 A31N <small>標準長さ</small>	1829	100	2.20
AT1500	手摺1500 A32	1524	100	1.50
AT1200	手摺1200 A29	1219	100	1.20
AT900	手摺900 A27	914	100	0.90
AT600	手摺600 A26	610	100	0.50

手摺



手摺柱

